

報告第3号

専決処分の報告及び承認について

我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、急を要すると認め、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和4年6月6日提出

我孫子市長 星野順一郎

報告理由

我孫子市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分したので、その承認を求めるため報告するものです。

写

## 専 決 処 分 書

我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の  
とおり専決処分する。

令和4年3月31日

我孫子市長 星野順一郎

### 理 由

地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、我孫子市  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて急を要する  
ため

## 我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

我孫子市国民健康保険税条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(課税額)	(課税額)
第2条 略	第2条 略
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>65万円</u> とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>63万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>63万円</u> とする。
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>20万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>20万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>19万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>19万円</u> とする。
4 略 (国民健康保険税の減額)	4 略 (国民健康保険税の減額)
第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対し	第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対し

て課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)から(3)まで 略

2 略

て課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)から(3)まで 略

2 略

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の我孫子市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。